

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当該休日は、
当該翌日が休日と
する。)

規則

鳥取県警察官顕彰条例施行規則をここに公布する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県規則第五十六号

鳥取県警察官顕彰条例施行規則

(目的)

第一条 この規則は、鳥取県警察官顕彰条例（昭和四十二年七月鳥取県条例第十九号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第二条 警察本部長は、警察官が条例第一條の要件に該当すると認めたときは、当該警察官の顕彰について、知事に内申するものとする。

前項の内申は、警察官顕彰内申書（様式第一号）に次の各号に掲げる書類を添えて行なうものとする。

一 功績調書（様式第一号）

一 警察官が死亡した場合にあつては、その遺族が条例第三条第一項に掲げる者であることを証明する書類

（審査会の設置及び所掌事務）

第三条 警察官の顕彰について、顕彰に係る行為の事実の認定及び内容の審査を行なうため、鳥取県警察官顕彰審査会（以下「審査会」という。）を置く。

◆雑報 ◆公安告示

次

規則

原則

鳥取県警察官顕彰条例施行規則

国民健康保険法第三十七条第一項の規定によるその他の

都道府県療養取扱機関となる旨の申出の受理

国民健康保険法第三十九条第一項に規定する登録があつたるものとみなされるもの

家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

土地の用途廃止

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号の一部改正
道路の位置の指定

土地改良区の定款の変更の認可

土地改良事業計画の変更の認可

風俗営業等取締法による聴聞の実施

地方職員共済組合の役員の異動

(審査会の組織)

第四条 審査会は、会長及び委員をもつて組織する。

2 会長には、警察本部長を充てる。

3 委員には、人事課長、職員厚生課長、財政課長、警務部長、刑事部長及び警備部長を充てる。

(審査会の会長)

第五条 会長は、会務を総理する。

2 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あいだじぬ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(審査会の会議)

第六条 審査会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会長は、審査すべき事項に関する書類の回付を受けたときは、会議を開かなければならぬ。

(審査結果の報告)

第七条 会長は、審査の結果を審査結果報告書(様式第二号)により、知事に報告しなければならない。

(審査会の運営に関する必要な事項)

第八条 この規則に定めるものほか、審査会の運営に関する必要な事項は、会長が知事の承認を得て別に定める。

附 则

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号

警察官顕彰内申書

番 号 年 月 日

鳥取県知事

般

鳥取県警察本部長 団

所 属
職(階級)名
氏 名

上記の者は、下記のとおり鳥取県警察官顕彰条例(昭和42年7月鳥取県条例第19号)第1条の要件に該当するので、顕彰金を贈り、顕彰することが適当と認められますので、内申いたします。

結果の区分	死	亡	不具慶疾(第級)	疾病・負傷(療養を要する期間月)
顕彰金の額				

01074

第3890号 (第三種郵便物認可)

様式第2号

功績調書

昭和42年11月28日 火曜日 鳥取県公報

3

氏名		生年月日	
所属、職(階級)名			
採用年月日	勤続年数	給料	
担当職務内容			
勤務状況			
危害を加えられ又は災害を受けた日時、場所及びその状況			
行為の内容			
行為の内外に与えた影響			
顕彰金を受ける遺族の状況			
参考事項			

様式第3号

審査結果報告書

番号
年月日

鳥取県知事

殿

鳥取県警察官顕彰審査会長 団

所屬
職(階級)名
氏名

の者の顕彰についての審査結果は、下記のとおりであります。

顕彰の可否	可	死亡	不具癡疾(第級)疾病・負傷(療養を要する月)
		顕彰金の額	
危害を加えられ又は災害を受けた日時、場所及びその状況	否		
行為の内容			
行為の内外に与えた影響			
顕彰金を受ける遺族の状況			
参考事項			

告 示

鳥取県告示第七百四十六号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の年月日
都道府県名	申出の年月日	
芦川外科医院	鳥取市田島字長丁一 四番ノ二	昭和四十二年十一月十三日
全都道府県		

鳥取県告示第七百四十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療所の名称	所 在 地	申出の年月日
都道府県名	申出の年月日	
芦川外科医院	鳥取市田島字長丁一 四番ノ二	昭和四十二年十一月十三日
全都道府県		

鳥取県告示第七百四十七号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第五項の規定によるその他の都道府県療養取扱機関となる旨の申出を受理したから、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第二項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

登録の記号及び番号	氏名	登録の年月日
鳥園医一二八九	小笠原 坦	昭和四十二年十一月九日
" 二九〇	津江満磨	"
" 二九一	小須賀克	"

鳥取県告示第七百五十号

家畜伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき牛の所有者に對して検査又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病及び肝てつ症予防のため
二 實施する区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲
1 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらの牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

2 肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

牛。ただし、生後三月以内のもの及び分べん前後一月以内のものを除く。

3 実施の期日 別表のとおり

4 検査又は投薬の方法

1 結核病検査 ツベルクリン皮内反応	2 ブルセラ病検査 ブルセラ急速凝集反応及び試験管凝集法
3 肝てつ検査 皮内反応及び虫卵検査	4 肝てつ駆除のための投薬 ビチオノール製剤投与

別表	1 実施期日		実施場所
	第一次	第二次	
	十二月一日	十二月十日	本庄検診場
	二日	十一月二十四日	大伊集、船岡
	三日	十一月二十五日	岩井
	四日	十一月二十六日	丹比、八東、安部
	五日	十一月二十七日	八東町
	六日	十一月二十八日	船岡町
	七日	十一月二十九日	若桜町
	八日	十一月三十日	池田、若桜
	九日	十二月一日	智頭町
	十日	十二月二日	智頭、富沢
	十一日	十二月三日	浦富
	十二日	十二月四日	勝部
	十三日	十二月五日	大村、別府、社
	十四日	十二月六日	宝木
	十五日	十二月七日	浜村、瑞穂
	十六日	十二月八日	大成、宮ノ下
	十七日	十二月九日	谷
	十八日	十二月十日	下私都、郡家、國中、大御門
	十九日	十二月十一日	郡家町
	二十日	十二月十二日	高町
	廿一日	十二月十三日	氣瀬町
	廿二日	十二月十四日	青谷町
	廿三日	十二月十五日	岩美町
	廿四日	十二月十六日	郡家町
	廿五日	十二月十七日	國府町
	廿六日	十二月十八日	高町
	廿七日	十二月十九日	青谷町
	廿八日	十二月二十日	郡家町
	廿九日	十二月廿一日	鳥取市
	三十日	十二月廿二日	青谷町
	廿一日	十二月廿三日	日置谷
	廿二日	十二月廿四日	湖山

十一月				十二月				二月					
実施期日		実施区域		実施場所		実施場所							
九日	八日	七日	五日	四日	岩船町	岩岡町	倉吉市	上中村、中村、出上、佐崎	上中村、中村、出上、佐崎	赤碕町	鳥取市	鳥取市	鳥取市
谷美	頭桜	東	若美	智	岩船町	岩岡町	倉吉市	大河内、森北、中野、倉吉市農業協同組合谷支所、志津才ヶ崎下米積	大河内、森北、中野、倉吉市農業協同組合谷支所、志津才ヶ崎下米積	赤碕町	鳥取市	吉岡、大正	鳥取市
町	町	町	町	町	本庄検診場	大伊集、船岡	坂本、片柴、吉田、横手	坂本、片柴、吉田、横手	坂本、片柴、吉田、横手	朝町	倉吉市	松保	鳥取市
勝部	浦富	智頭、富沢	丹比、八東、安部	岩井	岩井	中田、上古川、住吉、広瀬	中田、上古川、住吉、広瀬	中田、上古川、住吉、広瀬	中田、上古川、住吉、広瀬	吉田	倉吉市	小鶴河	中郷、青谷
						大沢、国府、不入岡、和田	大沢、国府、不入岡、和田	大沢、国府、不入岡、和田	大沢、国府、不入岡、和田	森、大柿	倉吉市	東郷、大正	鳥取市

肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬

十一月				十二月				二月				三月				
実施期日		実施区域		実施場所		実施場所		実施場所		実施場所		実施場所		実施場所		
十五日	十六日	二十一日	二十六日	十四日	十五日	二十日	二十一日	二十三日	二十四日	二十九日	三十日	十一日	十二日	十三日	十四日	
倉吉市	朝町	吉田町	倉吉市	赤碕町	鳥取市	鹿野町	鳥取市	青鳥町	鳥取市	青鳥町	鳥取市	郡家町	府町	高瀬町	高瀬町	
本泉、森、大柿	坂本、片柴、吉田、横手	中田、上古川、住吉、広瀬	上中村、中村、出上、佐崎	中田、上古川、住吉、広瀬	中郷、青谷	日置谷	浜村、瑞穂	大村、別府、社								
大沢、国府、不入岡、和田	大成、宮ノ下	湖山	宝木													
勝部	智頭、富沢	丹比、八東、安部	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井	岩井								

鳥取県告示第七百五十一号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月二十八日から用

途廃止した。

昭和四十二年十一月二十八日

場	所	面 (平方メートル)	積	用 途
鳥取市里仁字東五反田(六)ノ二番地先から三七番地先まで	六一・七〇	水路敷		

鳥取県告示第七百五十二号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月二十八日から用途廃止した。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

場	所	面 (平方メートル)	積	用 途
境港市東本町一ノ二番地先から三ノ二番地先まで	九〇・一六	道路敷		
" " 一ノ二番地先から三ノ二番地先まで	一二三・二〇	道路敷		
" " 上道町諏訪山一六九ノ二番地先から二〇〇番地先まで	四二四・〇〇			
" 東本町二ノ二番地先	二六・六〇			
" " 一ノ二番地先から二ノ二番地先まで	三五・七六			
" 東雲町四ノ二番地先から四ノ二番地先まで	四一・二二			
" 上道町諏訪山一九〇ノ二番地先から二〇〇番地先まで	四二三・〇〇			
" 東本町二ノ二番地先	一三・〇四	水路敷		

途廃止した。

昭和四十二年十一月二十八日

場	所	面 (平方メートル)	積	用 途
鳥取市里仁字前田念仮免三七番地先	四三・三三一	道路敷		

鳥取県告示第七百五十四号

昭和四十年十月鳥取県告示第五百二十三号（海岸保全区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十二年十一月二十八日から施行する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石破二朗

表に次の一項を加える。

鳥取県中海沿岸	次の基点を順次結んだ線及び基点一二と基点一二一を結んだ線によつて囲まれた区域
境港海岸弓浜地	基点一 境港市新屋町三、二六八番の二地先の標杭
区海岸	二 " 一、四八二番地先"
" "	三 " 竹内町一、三六五番の四四地先"
" "	四 " 三、六五九番の二〇〇"
" "	五 " 福定町一、八〇二番の八"
" "	六 " 上道町一、二二〇番の八"
七 基点六から九二度一〇二メートルの点	
八 " 五" 七七度一四"	
九 " 四" 九〇度一三一"	

鳥取県告示第七百五十三号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十二年十一月二十八日から用

鳥取県告示第七百五十五号

建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第九条の規定による申請に基づき、次のとおり昭和四十二年十一月十八日道路の位置を指定したので、同規則第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
鳥取市寿町六二二 前田治吉	鳥取市湖山町字蓮池 二七八三の四	幅員四・〇〇メートル
"	二七八四の二の一部	延長 一一四・三〇メートル
"	二七八四の三の一部	
"	二七八四の五	
"	二七八五の三	
"	二七八五の四	

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

申請人の住所及び氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
米子市錦町二二丁目番地 米川恵博	米子市彦名町字高山六一五の一部 六一六の一部	幅員四・〇〇メートル
"	字高山下三九七の一部	延長 一一〇・〇〇メートル
"	三九八の一部	
"	四〇一の一部	
"	四〇五の一部	
"	四〇六の一部	

鳥取県告示第七百五十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定に基づき、北条砂丘土地改良区の定款の変更を昭和四十二年十一月二十二日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百五十八号

昭和四十二年四月八日付けで箕蚊屋土地改良区から申請のあつた土地改良（維持管理）事業計画の変更については、審査の結果その計画を適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第四十八条第六項において準用する同法第八条第五項の規定により、次のとおり告示す

る。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県知事 石 破 11 朗

米子市糀町 西部総合事務所第一係議論
11 聽聞当事者の住所及び氏名
米子市長砂町一九 辛 菊 子

縦覧に供する書類の名称
土地改良事業計画書及び定款の写し

縦覧に供する期間
昭和四十二年十一月一日から一十五日間とする。

縦覧に供する場所
米子市蚊屋 箕蚊屋土地改良事務所

異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ねばならぬ。

公 安 委 員 会 告 示

鳥取県公安委員会告示第五十四号

風俗営業等取締法（昭和二十三年法律第二百二十一号）第五条第一項の規定に基づき、次のとおり公開による聴聞を行なうので、同法同条第二項の規定により告示する。

昭和四十二年十一月二十八日

鳥取県公安委員会委員長 沢 住 辰 藏

1 聆聞の期日及び場所
昭和四十二年十二月六日 午前十時 分から

雜 報

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第14条第4項の規定に基づき、役員の異動を次のとおり公告する。

昭和42年11月28日

地方職員共済組合理事長 藤 井 貞 夫

退 職 理事長 萩 田 保
(昭和42年10月10日付)

就 職 理事長 藤 井 貞 夫
(昭和42年10月27日付)